

○国立大学法人筑波大学商標取扱規程

〔平成28年3月24日〕
〔法人規程第55号〕
改正 平成31年法人規程第23号

国立大学法人筑波大学商標取扱規程

(目的)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第10条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における商標の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 商標 商標法（昭和34年法律第127号）に定める商標をいう。
- (2) 商標権 商標法に定める商標権をいう。
- (3) 登録商標 法人を権利者として商標法に基づく商標権の設定の登録を受けたものをいう。
- (4) 指定商標 登録商標ではない商標のうち、法人を出願人として商標法に基づく商標権の設定の登録を出願中であるもの、その他学長がそれらに類する保護が必要であるものとして定めるものをいう。

(商標及び商標権に関する諸手続及び管理)

第3条 法人における商標及び商標権に関する諸手続及び管理は産学連携部、商標登録の出願の申請（以下「登録出願申請」という。）又は商標権の存続期間更新登録の申請（以下「更新登録申請」という。）の可否の審査並びに登録商標及び指定商標の使用の可否の審査に関する業務は国際産学連携本部においてそれぞれ行う。

(登録出願申請及び更新登録申請の手続)

- 第4条 職員は、その職務に関し登録出願申請又は更新登録申請（以下「申請等」という。）が必要又は相当と思料するときは、所定の様式により所属長を経て学長に申請するものとする。
- 2 学長は、前項の申請等があったときは、国際産学連携本部に申請等の可否についての審査を付託するものとする。
 - 3 国際産学連携本部は、前項の審査の結果を学長に報告するものとする。
 - 4 学長は、前項の報告を尊重の上、当該申請等の可否について決定し、当該職員に通知するものとする。
 - 5 前項の場合において、申請等を可とするときは、産学連携部は、速やかに当該登録出願又は更新登録申請の手続を行うものとする。

(登録商標及び指定商標の使用申請)

- 第5条 学長は、登録商標又は指定商標の使用の申入れがあったときは、国際産学連携本部に当該申入れに係る使用形態の適切性等についての審査を付託するものとする。
- 2 国際産学連携本部は、前項の審査の結果を学長に報告するものとする。

- 3 学長は、前項の報告を尊重の上、当該申入れの可否について決定するものとする。
- 4 前項の場合において、使用を可とするときは、産学連携部は、速やかに使用を申入れた者と使用条件等を協議し、使用許諾契約の手続きを行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく学外者への使用許諾は、原則として有償とする。ただし、学長が法人の広報のために特に必要又は相当と認める場合は、この限りでない。

(意見聴取)

第6条 国際産学連携本部は、前条の審査を行う場合は、広報戦略室及び利益相反・輸出管理マネジメント室の意見を聴くものとする。

(商標権の譲受)

第7条 職員が既に保有する商標権について、当該職員から譲渡の申入れがあった場合の手続は、第4条の規定を準用する。

(準用)

第8条 外国の法令の規定に基づく商標又は商標権に相当するものに係る手続等の取扱いについては、第3条から前条までの規定を準用する。

(その他)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、商標その他この法人規程に関連する事項の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平31.3.28法人規程23号)

この法人規程は、平成31年4月1日から施行する。